

# 物件売買単価契約書（案）

令和 年 月 日

甲 契約担当者 住 所 秋田県秋田市河辺戸島字井戸尻台47-2  
氏 名 秋田県林業研究研修センター所長 千葉 崇

乙 契約者 住 所  
商号又は名称  
氏 名

次の物件の売買について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

## 1 物件名、規格品質、購入予定数量及び単価

物 件 名	規格・品質	購入予定数量	単位	契約単価（円）	うち消費税及び地方消費税（円）
液化石油ガス	い号	3,900	m <sup>3</sup>		

2 納入期日 甲が指定する日

3 納入場所 秋田県林業研究研修センター

4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 契約保証金 (※納付の場合) 〇〇〇〇円  
(※免除の場合) 秋田県財務規則第178条第〇号の規定により免除

6 特別契約事項 次のとおり

(納入及び検査)

第1条 乙は、契約期間中甲の発注あるごとに、その都度指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合、乙は、その旨を甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに乙の職員立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、甲はその引き渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第2条 甲は物品の引渡しを受けた後において、乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第3条 第1条第2項の引渡し前に生じた物品についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

(履行遅滞)

第4条 乙は、納入期日までに納入できないときは、甲に書面により納入期日の延期を申し出で、甲の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が納入期日の延長を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力による場合又は甲の責に帰すべき理由による場合を除き、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により起算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{遅滞に係る金額} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 2.5\%}{365}$$

(権利又は義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(事情変更)

第6条 この契約締結後において、物価の急激な変動その他の理由により契約内容の変更を要する場合には、甲乙協議のうえ、契約の条件を変更することができる。

- 2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅にかい離しても、甲又は乙は契約単価の変更を申し出ることはいできない。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
  - (2) 乙が物件を納入期限内に指定の場所へその数量を納品しないとき、又は納入する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。
  - (4) 乙の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が、乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (6) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合において既に納入された部分の取り扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 第1項の規定により、この契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。

4 乙は、契約保証金が免除されている場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、分割納入し甲の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

第8条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

（賠償金）

第9条 乙は、この契約に関して、前条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（費用の負担）

第10条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、全て乙の負担とする。

（その他）

第11条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。